

令和6年度地域協議会 議事要旨

- 日 時：令和6年5月27日（月）15時20分～16時00分
- 会 場：大田区社会福祉協議会
- 司会進行：大田区社会福祉協議会 事務局次長
- オブザーバー：大田区

1. 地域協議会について

司 会 ただいまから、令和6年度地域協議会を開催いたします。
本協議会の目的を申し上げます。大田区と大田区社協が、地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成支援にあたり、その事業内容や区域でのニーズについて関係者の意見を聴く場として開催しています。そして地域における公益的な取組を進めていくうえで、地域課題を理解し関係者とのネットワークづくりを推進するために開催するものでございますので、大田区社協が運営を担っております。なお、本日は、大田区より福祉部の濱田指導監査担当課長、福祉部福祉管理課法人指導の担当者の方にもオブザーバーとして参加いただいています。よろしく願いいたします。

次第に沿って進めさせていただきます。この地域協議会については、社協が設置する「大田区地域福祉活動計画推進委員会委員」を当協議会の委員としておりますのでよろしくお願いいたします。

社 協 社会福祉法の改正によって、「地域協議会」を整備することになりました。その背景として、資料2の1ページ目をご覧ください。「再投下対象財産の有効活用について」社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産を控除した上で再投下が可能な財産である「社会福祉充実財産」を算定することになっております。この計算式によって、「社会福祉充実財産」が生じた法人は、「社会福祉充実計画案」を作成することになっております。

2ページをご覧ください。社会福祉充実財産の用途は、以下の3つの順位で検討し、「社会福祉充実計画」に基づき再投資されることとなります。なかでも、第2順位の「地域公益事業」に取り組む場合には、その事業内容が、きちんと地域のニーズを踏まえたものか、地域協議会で意見を聴くことを必要としています。

では、「地域公益事業に取り組まない場合は地域協議会を開催しなくてもいいのか？」とありますと、国は、「地域公益事業の実施希望がない場合でも、地域における公益的な取組を進めていくうえで、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用である」として地域協議会は毎年度1回以上は開催することが望ましいとしています。

こうしたことから、資料1の規程の第2条では、地域公益事業に関する事以外にも協議事項として定めています。本日についても、地域公益事業への取組希望の法人はございませんが、次第のとおり開催したく存じます。資料3については、区内に法人本部を置く社会福祉法人における「地域における公益的な取組」の一覧をつけております。

本日、オブザーバーとして参加していただいている、法人指導の方から資料3の社会福祉法人の「地域における公的な取組」について説明のほどよろしくお願いいたします。

区職員

資料3は、大田区長が所轄する社会福祉法人から令和5年度に届出のあった、令和4年度の「地域における公益的な取組」の実績一覧で、19法人で合計97の取組を実施しております。各法人が、地域の福祉ニーズに対応するため、地域関係者とのネットワークを活用した事業がたくさん明記されています。特に複数の法人が連携を図りながら実施している取組もございます。例えばひとり親家庭の小中学生を対象とした学習支援を行う「れいんぼう事業(No.1)」は大田区社会福祉協議会、池上長寿園、大田幸陽会、大洋社が連携して行っている取組で、そのような事業も一覧に記載しています。

過去の実績についての資料は配付しておりませんが、コロナ前の令和元年度は107の取組がありました。令和2年度は76、令和3年度は89と令和元年度と比べると少なかったですが、令和4年度は97まで回復してきました。

厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けての社会福祉法人の役割の1つとして「地域における公益的な取組」を位置付けており、積極的な実施を呼びかけているところです。

大田区長が所轄する社会福祉法人の平均取組数は平均5.1件で全19法人が行っているため、実施率は100%と高い実績が出ています。一方、東京都内の社会福祉法人では、平均3.9件、実施率は99.3%であります。

これからも地域共生社会の実現に向けて皆さま方のご意見をいただけると幸いです。

2. 大田区社会福祉法人協議会エリア展開の取組みについて

社 協

社会福祉法人協議会の取組みを説明いたします。2015年7月に社会福祉法人協議会が発足し、現加入法人は41法人となりました。これまで、ひとり親の子供のためのれいんぼう事業や人材育成などに取り組んできました。社会福祉法人協議会の幹事会では、大田区全域で活動を行っていくのではなく、課題が起きている地域ごとに活動を展開していく方が良いという意見がでました。エリア展開を進めていくところで、コロナのため活動が展開しにくい時期がありました。昨年度からエリアでの活動ができるようになりましたので、報告いたします。社会福祉法人協議会の

幹事会は、池上長寿園、大田幸陽会、大洋社、有隣協会、大田区社協の5法人が担っています。大田区社協を除いた4法人に、それぞれの4エリアを担当いただき地域福祉コーディネーターと連携して進めいくという形をとっています。

蒲田地区では、有隣協会が運営している東六郷老人いこいの家を活用して、多世代の居場所づくりを実施しました。いこいの家は高齢者が集まる場となっていますが、近隣の子供たちを呼んで多世代交流をする居場所として活用しています。民生委員や自治会の方にも声をかけ、運営にも協力をしてもらっています。また、「こども SOS の家」を子供たちや地域の方が知らない現状があったため、東六郷いこいの家が「こども SOS の家」となっているため、周知の取組みも行っています。今後は子供の居場所について検討していきたいと考えています。

大森地区では、池上まつりに社会福祉法人協議会のブースを出展しました。社会福祉法人のPRはもちろんのこと、不登校や引きこもりのような地域と接点の少ない子どもを呼んで、うちわを売るなどの活動を行いました。今年度については、4つの分科会形式で、地区の資源帳の作成、フードパントリー実施の検討、職員研修、多世代の居場所で地域公益的活動の推進を図っていきます。

調布地区では、シニアステーション田園調布西と嶺町集会室の二カ所でフードパントリーを行いました。社会福祉法人の強みを活かして、お困りの方に食料だけを渡すのではなく、そこから抜け出す術を考える機会となるようにしました。カフェの中で困りごとを相談できるような、ハードルの低い相談窓口を目指して開催しました。重層的支援体制整備事業の「住民に身近な相談窓口」を意識して行いました。今年度は社会福祉法人協議会で食料を集めることができないかと考えています。

最後に、糀谷羽田地区です。重層的支援体制整備事業について研修会を行いました。今年度は研修だけではなく、祭りなどでブースを出展し、PRをしていく予定となっています。

このように4地区で特色が異なりますが、4つのエリアで社会福祉法人のPRとともに地域公益的な取り組みの推進を行っています。

司 会

これまでの報告内容を含めて、委員の皆さんに社会福祉法人に期待することや地域の福祉課題、地域で求められている福祉サービスについて、率直なご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

A 委員

大身連では実践講座を行いました。今年度は、ユニバーサルデザインのUD実践講座、具体的には、施設を点検して、どのようにしたら使いやすい施設にできるかということを行っています。社協のエリア会議に参加できると良いのかなと思っています。

B 委員

私は民生委員の他に、NPO 法人馬込子まもり会の理事をしています。子ども食堂を始めて7年、月に1回定期的にフードパントリーを開催しています。昨日子まもり大祭というイベントがありましたので、そのイベントの中で事前告知をしてフードパントリーを行いました。例月は72食を目標にしていますが、事前告知をしていたことでお子さんも多く来て、今回は240食が15分で終了しました。7年前に始めた子ども食堂では、カレーを提供していました。馬込地区は貧困層の少ない地域でしたので、友達を誘って遊びに来るといった感覚の子供が多かったです。その時は80食ほどのカレーを配付していました。コロナ禍となり、最近は状況が変わってきて、貧困層も増えてきました。特に母子家庭の方が、「本当に困っています」と申し出のあった方はお米をそっと渡すと喜ばれています。ただし、貧困層は、地域の中で見つけにくい状況があります。手を挙げてくれればありがたいが、手は挙げにくい人が多いので、地域の状況を発掘して共有することが大事だと思っています。

C 委員

東京都の状況をお伝えすると、他のところでも、エリアごとに社会福祉法人が集まり、地域のためにできることをしていこうという地域は増えてきています。「社会福祉法人だからこそできること」「地域だからこそできること」を大事にして活動していくと良いのかなと思います。若者や計画を知らない方、社会福祉法人を知らない方などまだまだたくさん多いと思います。これからも様々なところと連携しながら地域づくりをしていくと良いと思います。

D 委員

地域の課題はたくさんあり、本日の会議の中でも居場所の話が出ましたが、場の提供はとても大事なことです。資料に、公共施設が使いにくいということも書いてありました。社会福祉法人が持っている施設を貸してもらったり、一緒にやるなどということが具体的にできたら良いなと思います。コラボではないが、町会・自治会と企業、町会・自治会と社会福祉法人などを仕掛けていくと良いと思います。そこには懸け橋が大事になっていきます。「人」も住民だけではなく、仕事帰りにできる人や学生なども巻き込んでいくのも今後必要だと思います。せっかく社会福祉法人もたくさんあって、思いもあるのであれば、繋げる場所を社協がやってくれることを期待しています。

E 委員

プシケおおたと精神障害者家族連絡会では、コミュニティスペースにしかまだで、精神障害者を理解してもらうために、精神障害者の方が働きながら、喫茶店を行っています。はじめは、精神障害者や関係者だけでしたが、今は地域の一人暮らしの方など、地域の方が交わってきてくれています。皆の居場所となっています。

F 委員

社協にも協力してもらっていますが、大田区の地域力応援基金を使って、こども食堂だんだんが主催で、ファーストリーチプロ

プロジェクトを行っています。7/15、10時～16時、エセナおおたでシングルファミリー応援フェスタを開催します。お母さん方がほっとできる場や子供が遊べる場を行います。また、相談ができる場として、社協や様々な団体が相談ブースも設けています。その隣では、タロット占いもあり、そこから相談ブースにもつなげていくなど、肩の凝らない形で楽しみながら社会資源につなげていくことができたなら良いなと思っています。

G 委員 地域包括支援センターと地域協議会との関わりはどのように理解したら良いか教えてください。

区職員 社会福祉法人の関係は、法人全体の取組みと理解しています。地域包括支援センターは委託している法人がそれぞれあります。長寿園や響会などは、法人として法人が全体として地域へ還元をしていく、地域に必要な福祉事業等を行っていく、そのようなことが法律に決められています。その部分を「地域における公益的な取組」として一覧をお渡ししています。

社会福祉法人の義務として「地域における公益的な取組」を行っていくと決められています。地域包括支援センターの事業と法人の事業は別とお考えください。

社協 地域包括支援センターは社会福祉法人としての事業の中で行っています。「地域における公益的な取組」というのは、社会福祉の事業ではない部分で行うことです。地域包括支援センターは社会福祉法人だけでなく、医師会も行っています。ジャンルは別だと考えてもらいたいです。

お配りした資料は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」です。社会福祉法人は、税金など色々優遇されています。その代わりに、社会福祉法人として地域に貢献する事業をするべきだという流れの中で、本日の資料をお配りしています。

H 委員 社会福祉法人は民間の団体として、思いをもってやってきた歴史ある団体もあります。NPO法人や色々な区民活動が行われている中で、社会福祉法人は税を優遇されて、制度内で事業を行っているだけでなく、こんなにたくさん地域に課題があるので、地域に出ていこうという、解決したい思いを集めて公益的な取組をしていこうとなっています。だからこそ思いを持った人たちが手を結び、地域資源としてやっていくということが大事なかなと思います。

I 委員 地域包括支援センターが取組んでいることは、当たり前として地域包括支援センターが取り組むべきことだと思います。社会福祉法人が運営主体として、地域で公益的にしていく活動として挙

げられてしまうと違うかと思います。住民から見る地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口であり、認知症予防カフェなど、当然やるべきことだと思います。そのため、なぜ、「地域における公益的な取組」のところに掲載されているのか、疑問を持つのはもっともなことだと思います。これだけの社会福祉法人が公益的に活動していることは良いことだと思います。さらに、社会福祉法人が地域に開かれた場所として、公益的な取組をもっと積極的にやっていって欲しいと思います。

司会

皆様ご意見をいただきまして、ありがとうございました。いただきましたご意見は、社会福祉法人協議会等で情報共有してまいります。